

# 習志野市津波避難ビル指定ガイドライン

平成24年7月20日策定

習志野市 企画政策部 危機管理課

## 1 目的

千葉県が行った津波浸水予測（平成24年4月25日公表、東京湾口で10メートルの津波等を想定）によると、最短46.8分で本市に到達し、最大2.3メートルの津波高となるが、本市における海岸及び河川の護岸高は約3.8メートル以上確保されており、概ね本市における津波浸水被害は認められないとの想定である。

しかしながら、不測の事態における市民等の生命の安全確保を図るべく、津波避難ビルの指定を行うこととし、その指定にかかる基準等を定めるものである。

## 2 津波避難ビルの定義

大規模地震に伴う津波が発生または発生するおそれがある場合に、避難対象区域外まで避難する時間がない市民等が緊急的に一時避難するための高度と強度を備えた建物を「津波避難ビル」とする。

## 3 津波避難ビルの在り方

- (1) 津波避難ビルは、習志野市の沿岸部を含む東京湾内に「津波警報」又は「大津波警報」が発表された場合のみ開設する施設とする。
- (2) 津波避難ビルは、「津波警報」等の発表から解除までの間の緊急的かつ一時的な避難施設である。
- (3) 津波避難ビルは、津波が発生している限られた時間においてのみ、避難者の生命の安全を確保する施設であるため、食糧等の提供、備蓄を行う必要はない。

## 4 避難対象区域

津波による避難対象区域は、国道14号以南の区域とする。

## 5 津波避難ビルの要件

津波避難ビルは、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 新耐震基準（1981年6月1日施行）に適合していること又は旧耐震基準において  $I_s$  値0.6以上であること。
- (2) 鉄筋コンクリート造（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）であること。
- (3) 3階建て以上の建物であり、3階以上のフロア、屋上等に一時避難が可能な場所を有すること。
- (4) 緊急時に住民などの一時避難が、原則常時可能であること。

## 6 津波避難ビルの指定

津波避難ビルは、市所管施設については、当該施設管理者の承諾をもって指定する。

また、民間施設については、当該施設管理者と協定書の締結をもって指定する。

## 7 周知、啓発等

- (1) 津波避難ビルの存在の周知・啓発のため、施設に標識を設置する。
- (2) 津波避難ビルに指定した場合には、広報紙やホームページ等を利用して市民に対して周知を行う。

## 8 修正

このガイドラインは、被害想定状況の変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。